

平成28年度国民健康保険税の税率改正について

	【医療分】		【後期高齢者支援金分】		【介護保険分】	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
所得割	8.90%	8.90%	3.00%	3.00%	2.40%	2.40%
資産割	—	—	—	—	—	—
均等割額	24,000円	24,000円	10,000円	10,000円	9,000円	9,000円
平等割額	23,000円	23,000円	8,000円	8,000円	4,000円	4,000円
課税限度額	520,000円	540,000円	170,000円	190,000円	160,000円	160,000円

国民健康保険税の課税方式については、平成27年度より低所得者の負担となっていた資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更になりました。

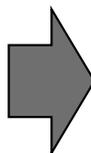
平成27年度に引き続き、国の制度が改正され、課税限度額の引上げと、所得の低い方の均等割と平等割を軽減する制度の軽減基準額の改正により軽減の対象者が拡充されます。

だれもが安心して医療を受けられる国民健康保険制度を維持していくために、皆様のご理解をお願いいたします。

課税限度額の改正

平成27年度限度額(改正前)

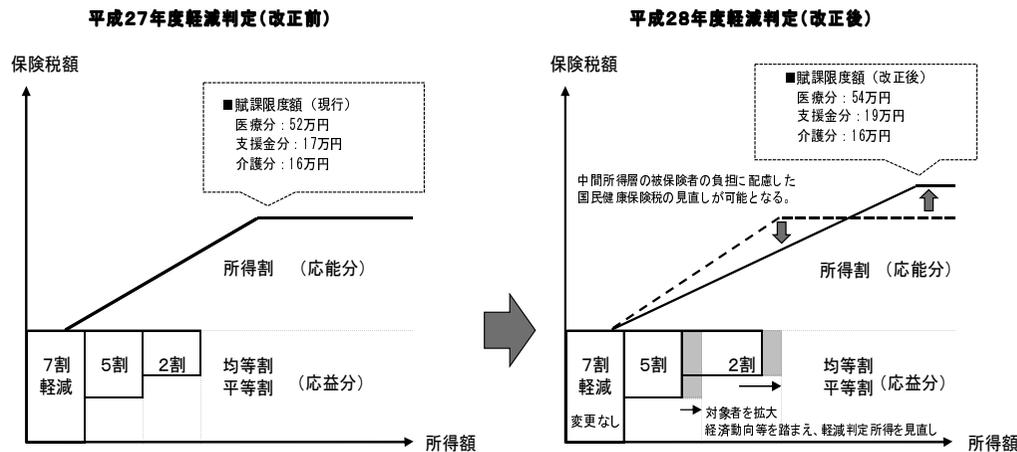
医療分	52万円
支援金分	17万円
介護分	16万円
計	85万円



平成28年度限度額(改正後)

医療分	54万円
支援金分	19万円
介護分	16万円
計	89万円

保険税軽減範囲の改正



区分	改正前	改正後
	世帯主と国保加入者の所得額	世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円 + 26万円 × 被保険者数	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	33万円 + 47万円 × 被保険者数	33万円 + 48万円 × 被保険者数

※ 国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。